

2. (3) ケアマネジャー(介護支援専門員)の更新制の廃止・研修の見直し

ケアマネジャーの更新制は、5年ごとの更新時に研修受講を義務付けることで、専門知識の向上を図る仕組みです。利用者にとって適切な介護サービスを提供するためには、**研修を通じた資質の確保・向上が重要**です。一方で、更新制に紐づく研修は**時間的・経済的な負担が大きい**との声もあり、**研修の在り方について見直し**が求められていました。

見直し内容

① 更新制の廃止

研修受講を要件とした更新の仕組みを廃止します。

② 研修の在り方の見直し

専門職としての質の確保・向上は引き続き重要であり、定期的な研修の受講は継続しますが、**柔軟に受講できるように**します。

(※) あわせて、現行の再研修に代わって、離職後に生じた制度変更等の知識のアップデートを目的とした、簡素な研修の仕組みを新設予定

③ 事業者の役割の明確化

事業者に対しても、**従事するケアマネジャーが研修を受講できるよう、必要な措置を講ずる義務**を課します。

(例：受講時間の確保、受講状況の確認 等)



現行の更新研修（2回目以降の場合）

- 資格更新の要件としての研修
- 32時間の研修を決められた日（概ね4～9日前後）に受講

研修科目		時間
講義	介護保険制度及び地域包括ケアシステムの今後の展開	3
	ケアマネジメントの実践における倫理	2
	リハビリテーション及び福祉用具の活用に関する理解	2
講義／演習	ケアマネジメントにおける実践事例の研究及び発表	25
合 計		32

見直し後に定期的に受講する研修のイメージ

- 研修受講を要件とした資格更新の仕組みを廃止
- 一度交付を受けた資格は、期限により失効することはありません。
- 一定期間（例：5年間）の間に、任意のタイミングで分割して受講できる仕組みとします。
- 初回の更新研修相当の研修などを中心に、全体の時間数の縮減を検討します
- 国による教材の一元作成や(※)、オンライン受講を推進します。

(※) 研修の内容についても、直近の制度改正・報酬改定の内容など最新の知識が学べるように見直し、研修の質の確保を図ります。

研修受講の義務について

今回の見直しにおいて、ケアマネジャーが5年間などの一定期間内に研修を受講していない場合については、これまでの取扱いと異なり、まずは事業者に対して研修受講機会確保のために必要な措置を講ずるよう義務を課すこととし、以下のように段階的に措置を講ずることになる。具体的には、

- ・ ケアマネジャーが正当な理由なく研修を受講していない場合、まずは都道府県から当該ケアマネジャーを雇用している事業者に対して、研修の受講の機会を確保するために必要な措置を行うよう要請し、仮に事業者が必要な措置を講じていない場合、都道府県から当該事業者に対して、勧告、公表、命令等を行い、併せて、指定権者としての指導監督や指定取消等を行う。
- ・ その上で、事業者が必要な措置を講じたにも関わらず、本人が受講しない等の状況が生じた場合には、都道府県から本人に対して、研修受講命令や、命令に従わない場合の業務禁止命令が行われ、それでも正当な理由なく受講しない場合は、最終的に登録の消除の対象となり得る

といった仕組みを検討しているところ。

このように、今回の見直しでは、研修未受講者に対しては必要なプロセスを経たうえで対応することとなり、研修を受講していなかった場合でも直ちに業務禁止となることは想定していないが、現場において適切な運用が図られるよう、引き続き関係者のご意見も踏まえながら、必要な対応を検討する。

なお、今回の制度改革に伴い、事業者の義務についての扱いは検討することになるが、現状、ケアマネジャーが法定研修を受講するにあたり、業務時間として位置づけていない事業者も一定数存在するものと承知している。こうした事業者に対して、ケアマネジャーが更新研修等、参加が業務上位置づけられている研修を受講する際には、労働時間として適切に扱っていただくよう、改めて管内事業者への周知徹底をお願いしたい。